

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年3月22日（金） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時40分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 12名 法第18条による委員数 23名
欠席委員	加藤 公健委員、都築 英治委員、待田 智推進委員、黒田 清吾推進委員、杉浦 泰昭推進委員、川澄 英治推進委員、中嶋 邦彦推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、曾我主査、池田主事、青山
議事録署名者	8 横山 淳子 委員 11 岩瀬 正則 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ８番 横山 淳子 委員 １１番 岩瀬 正則 委員

また、欠席者は ５番 加藤 公健 委員 ９番 都築 英治 委員

１１番 待田 智 推進委員 １３番 黒田 清吾 推進委員

１７番 杉浦 泰昭 推進委員 ２４番 川澄 英治 推進委員

２８番 中嶋 邦彦 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第１０号議案 農地法第３条の規定による申請申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１ 第１０号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号２０番から３０番の１１件です。

申請内容は、所有権を移転するためのものが７件、賃貸借権の設定するためのものが３件、使用貸借権の設定するためのものが１件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが５件、野菜栽培研修の実習圃場として利用するためが３件、遺贈を受けるためが１件、農業経営基盤の拡大を図るためが２件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが８件、遺贈のためが１件、生活資金充当のためが１件、経営移譲やり直しのためが１件です。

今回の案件の内、受付番号２２から２４について補足説明させていただきます。この案件の備考欄に記載された「農地法施行令第２条第１項第１号のイ」の内容は、その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められることです。

今回の受人の●●は●●法第１条にあるとおり、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、国民経済の発展に寄与することを目的としており、●●の定款において事業として組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導が明記されており、それらを主たる業務として行って

います。組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導の方策の一つとして、実際に栽培指導のできる農業研修農園は農業者の育成のため欠くことのできないものとのことです。

配置については、別冊の資料でご説明します。「農地法第3条及び第5条の規定による許可申請について」と書かれた資料をご覧ください。冒頭でご説明した案件となります。資料1ページが位置図となっており、資料の斜線部分が農地法第3条の申請地となっております。続いて2ページが研修農園配置計画図となっております。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第2 第11号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第11号議案、農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号4番の1件で、転用目的は駐車場用地です。

続きまして日程第3第12号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

はじめに資料に誤りがございましたので、この場で訂正の連絡をさせていただきます。まず1ページにある受付番号16番について、備考欄に受付番号16と同時申請とありますが、正しくは受付番号17と同時申請となります。また、2ページにある受付番号17番の備考欄についても、受付番号15と同時申請とありますが、正しくは受付番号16と同時申請となります。申し訳ございませんでした。

それでは申請内容の説明に移ります。今回の申請は、受付番号13番から21番までの9件です。転用行為別に見ますと、一般個人住宅用地が6件、農家住宅用地が1件、店舗等用地が2件です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号16番、17番につきまして、先ほど農地法第3条申請の説明に用いた個別説明資料と同じ資料をもとに説明い

たします。資料の3ページをご覧ください。

なお、この案件は2件で1つの申請となっており、利用する農地ごとに所有権移転と賃借権設定で、権利の種別が異なるため、権利の種別ごとに分けて申請がされております。

では説明に入りますが、申請内容及び申請の経緯については、定例会開会前に農政係から説明があったとおりとなりますので、審議に係る部分から説明いたします。

本申請地の農地区分ですが、概ね10ha以上の一団の農地の区域にある農地であるため、第1種農地と判断しております。許可基準については住宅その他申請地周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして許可基準を満たしております。

資料4ページが土地利用計画となっております。雨水排水については、敷地内で集水後、油水分離槽を経由して、いったん地下貯留施設で貯留したうえで、申請地北側の排水路へ放流する計画となっております。汚水排水については、合併浄化槽にて処理後、申請地北側の排水路へ放流する計画となっております。

そのほか隣接地は全て道路になりますが、敷地境界部分にはコンクリートブロックにて土留めを行う計画となっております。

また、資金計画についても申請者は転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

以上、説明案件を含む4条、5条申請あわせ10件いずれの転用計画についても、周辺農地への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、3月13日水曜日に山村京子委員と犬塚伊佐夫委員にご協力いただき、現地にて書類と許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第13号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第13号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号4番の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第14号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等について

なおこの議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議します。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第5第14号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

議案1頁目の「令和6年度農用地利用集積計画 実施総括表」をご覧ください。

新規に設定する面積が、53万597.00㎡、期間満了による更新の面積が、135万8,292.90㎡、合計188万8,889.90㎡です。

2頁目から5頁目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますのですが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日ご承認いただきましたら、4月15日付けで公告させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関する事項から審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。

それでは、神谷孝雄委員に係る集積計画は、議案書の3ページ目の表の、上から8人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、菱田政量委員の同居の親族に係る事項を審議いたしますので、菱田政量委員は退席をお願いします。

それでは、菱田政量委員に係る集積計画は、3 ページ目の表の上から 1 1 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。菱田政量委員は入室してください。

続きまして、杉本哲哉委員に係る事項を審議いたしますので、杉本哲哉委員は退席をお願いします。

それでは、杉本哲哉委員に係る集積計画は、3 ページ目の表の下から 5 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。杉本哲哉委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に係る事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席をお願いします。

それでは、加藤公健委員に係る集積計画は、3 ページ目の表の一番下の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め、及び山村京子委員の同居の親族が所属する●●に関する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。

それでは、両委員に関係する集積計画は、4 ページ目の表の上から 1 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、杉浦和彦委員に関係する事項を審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席をお願いします。

それでは、杉浦和彦委員に関係する集積計画は、4 ページ目の表の下から 5 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。杉浦和彦委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める●●に関する事項について審議します。議事参与の制限の対象が議長でありますので、議長は、会長職務代理者の 1 4 番、太田良子委員に交代し、私は、退席します。

それでは、林茂樹委員が代表を務める、●●に関する集積計画は 5 ページ目の表の上から 6 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画案は議案どおり決定させていただきます。これより再び、議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員に関係する事項を審議いたしますので、岩瀬正則委

員は退席をお願いします。

それでは、岩瀬正則委員に関係する集積計画は、5 ページ目の表の上から 1 2 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第 6 第 1 5 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第 6 第 1 5 号議案、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

それでは、「令和 5 年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表」をご覧ください。

今回は期間満了による更新を行う面積が 2, 6 7 0 m²となっております。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、4 月 1 5 日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思います。説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第3号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第7 報告第3号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号9から15の7件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が3件、敷地の拡張が2件、住宅の建築が1件、宅地の造成が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号7から14の8件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が5件、宅地用地が2件、店舗施設が1件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、66番から129番の64件です。解約事由別にみますと、法人化に伴い設定し直すための58件、売却するための3件、転用するための2件、自作するための1件、売却するための5件です。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、2の1件です。申請地は、20年以上前から倉庫が建築されており、現在も宅地利用されています。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。変更事由としましては、令和5年7月に許可された分家住宅用敷地に追加するためです。

最後に、農地改良届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1・2の2件です。改良の種別としましては、田畑転換です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

1 農用地利用計画変更申出について

上記の協議依頼事項について曾我主査から次のとおり説明があった。

右肩に資格囲いの協議依頼事項とある、農用地利用計画についてという資料をご覧ください。これは令和6年2月に申出のありました農用地利用計画の変

更申出の総括表となっています。

今回の申出の内訳は、農用地区域からの除外が17件 156,502㎡でした。除外の目的別に見ますと、分家住宅等が11件、駐車場資材置き場が4件、店舗等が1件、公共用地とありますが、工業団地の造成が1件の合計17件の申し出となっています。

それぞれ詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりです。なお、1,000㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については資料を机上に配布しておりますのでご確認ください。

特に面積の大きい8番の愛知県企業庁による工業団地の造成ですが、兼ねてよりご案内させていただいていた、安城東高校の北側の、安城新田線と現在造成中の安城高浜線の結節点で行う事業です。周辺の営農に関する影響においては周辺営農者との協議を始め、造成から建物建築までの間は調整池の設置、現場に土目がある間は沈砂層の設置により、周辺への影響を抑えた計画になっています。規模が大きく、工期も長いため、施行中何かありましたら農業委員会へ報告いただけたらと思います。

なお、現地調査につきましては、3月13日に、犬塚伊佐夫委員と山村京子委員にお願いし、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただくことができたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農地等の利用の最適化に関する指針の見直しについて

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

こちらにつきましては、開催通知に合わせて事前に送付させていただきました資料で、右肩に協議・依頼事項と書かれた安城市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについてと書かれた資料をご覧ください。

この「農地等の利用の最適化に関する指針」は、農業委員会が推進委員の意見を聴いて定める指針であり、具体的には、下に記載してあります「遊休農地等の発生防止と解消」、「担い手への農地利用の集積と集約化」、「新規参入等の促進」に関する目標やその推進方法について定めるものであります。安城市農業委員会では、平成30年に既に定めておりますが、今年度、この指針を見直す必要が生じたのでこのたび提案するものです。

見直すべき理由としましては、令和５年４月に農業委員会等に関する法律が改正され、この指針を定めることが努力義務から必須となり、指針で定める事項として、①の「その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標」と②の「その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法」以外に、新たに③のとおり、「①の目標の達成状況の評価の方法」を加える必要が生じました。また、本市農業委員会では、平成３０年９月に指針を定めておりますが、その目標年度が今年度の令和５年度であり、今年度中に見直しを行うことと定めております。

以上の理由から、指針の見直しが必要となっております。

見直し内容としましては、指針の目標年度を、安城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に定める令和１４年度に設定することとし、また、新規に定めることとされた「目標の達成状況の評価の方法」を加えた指針を定めることとします。

具体的な見直し内容につきましては、２ページから１１ページまでにその新旧対照表にて見直し案を示させていただいておりますので、左側の新と書いてあります見直し案を基に説明させていただきます。

まず、２ページの第１の基本的な考え方の部分ですが、３ページの（１）目標年度等をご覧ください。目標年度としましては、こちらの３行目のとおり、「本市農業委員会の長期的な目標としておおむね１０年後の令和１４年度」としたいと考えております。

次に４ページの（３）をご覧ください。既存の類似計画との関係についてですが、この指針は長期的な視点から定めるものとし、単年度の具体的な活動については、このあとの協議・依頼事項でも挙げさせていただいております、毎年の「最適化活動の目標の設定等」にて定めることとします。

続きまして、第２は、具体的な目標等を記載しております。

まず、１「遊休農地等の発生防止と解消について」の目標ですが、表中の「管内の農地面積（Ａ）」の部分は、これまでの農地台帳上の農地面積を基に算出しており、毎年１５ha程度減少することとして設定しております。その上で、令和８年度末と令和１４年度末の農地面積を記載しております。また、遊休農地面積については、現在の課題でもあります、未然に防止する取組みを行い、ゼロを維持することとしております。

次に、６ページ、２「担い手への農地利用の集積と集約化について」ですが、表中の「集積面積（Ｂ）」は、過去の集積面積を考慮しつつ、今後、集積できる農地面積が逡減していくことも想定し、令和８年度末の集積率を７０％、令和１４年度末の集積率を７３．５％として目標を設定しております。

次に７ページの（３）の評価方法については、農地の集積率により評価するこ

ととしております。

続きまして、9 ページの3「新規参入等の促進について」ですが、認定新規就農者を前提に目標設定しております。

表中の「現状」の行をご覧ください。直近3 か年では、新規参入者数が3 経営体、取得面積が2. 1 ha でございます。

目標設定にあたりましては、過去の実績等を考慮しまして、年間の認定新規就農者が2 から3 経営体、1 経営体当たりの取得面積が0. 2 ha であることから、記載のと通りの目標設定としております。

また、10 ページの(3)の評価方法については、指針としては認定新規就農者の数としております。

最後ですが、11 ページ、第3は、地域計画を定められているときは、地域計画の目標を達成するための農業委員会の役割を定めることとしておりますので、地域計画を定めた後の農業委員会の役割を定めております。

この件の説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 令和6 年度最適化活動の目標の設定等について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

定例会資料の1 ページをご覧ください。これは、先ほど審議していただきました指針の単年度ごとの目標設定等にあたります。この単年度ごとの目標につきましては、国通知に基づき、毎年度3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を定めることとされておりますので、今年度(令和5 年度)の点検・評価のない中ではありますが、令和6 年度の目標設定等を行うこととなります。

まず1 ページですが、農業委員会の状況を数値で表したものでございます。時点は令和6 年4 月1 日とし、農林業センサスなどの最新の統計数値を利用しております。今後、新たな統計数値が出た場合には修正をさせていただきます。

次に、2 ページをご覧くださいまして、ここからが目標の設定となります。上段のⅡ「最適化活動の目標」のうち、1「最適化活動の成果目標」として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進の3 項目が挙げられております。

まず、(1)農地の集積でございますが、②目標として、「農地の集積の目標年度」の欄があります。こちらの数値について、愛知県の基本方針で定める目標とされておりますので、令和14 年度に集積率を80%としております。そして、

②目標の右下の「今年度末の集積率（E）」の欄には、過去の実績から概ね1％増加と想定し、68.0％としております。

次に、（2）遊休農地の解消につきましては、該当がありませんので、省略させていただきます。

次に、（3）新規参入の促進でございます。この項目の目標設定にあたりましては、新規参入者の数を増やすというのではなく、②目標の欄の下段に記載がありますように「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」、つまり、貸付け可能な農地情報を増やすことが目標となります。

現在、安城市が実施しております畑・樹園地お見合いシステムで登録している面積（公表している農地面積）が、約3.5ha ございますので、その数値の5％増の3.7ha に設定したいと考えております。

続いて、2「最適化活動の活動目標」ですが、まず、（1）1人当たりの活動日数として、前年度と同様の「8日」としたいと考えております。また、この活動日数については、前年度実績を上回る日数を設定することとされております。令和5年度の実績が8日以上となった場合には、設定しうる直近の日数に修正させていただく場合があります。

次に、（2）活動強化月間の設定目標ですが、強化月間には、7、8月の利用状況調査（農地パトロール）は、設定できないこととされております。安城市では、農地パトロールの一連の流れとして、7、8月の利用状況調査の後に、文書による農地の利用意向調査、不耕作地に対する指導などを行っておりますので、これらを行う月を強化月間としたいと考えております。

最後に、（3）新規参入相談会への参加目標でございます。これには、事務局のみでなく、農業委員、推進委員が1人以上、相談会などに参加することとされております。前年度と同様、安城市のアグリライフ支援センターで野菜づくりコースを受講している方に、安城市が取り組んでいる畑・樹園地お見合いシステムの紹介などをしてまいりたいと考えております。

本日ご承認をいただきましたら、令和6年度の目標の設定等を市の公式ウェブサイトで公開をし、県へ提出したいと考えております。

この件については、以上です。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○石川 和明推進委員

新規参入について、これまでは集落農業構想だったり、ビジョンの中で今の安城は担い手が育ってきているように思います。当時やってきた人たちが40代

50代になってきてる。現状を見ると20代の新規参入が減ってきている。その中で次なるビジョンや目標がないと新しい参入者を繋いでおくことができなくなる。全国の中では安城市は比較的担い手が育っていますが、その先を考えると不安です。

○林 会長

儲かる農業ができるようになれば次の世代も育つと思う。そのために何かやらないといけない。経費に掛かる部分が高く、生産したものに関しては値段が上がらない状況。安城は他の地域と比べれば恵まれた地域なので、それなりに後継者ができてきているように思います。●●町の方では企業が葱を作りに来ていそうです。加工用の葱だと思いますが、フリーズドライで加工用にして利益を上げていっていると思います。畑の作り手が少なくなっているのも、企業が農業に関心を持ち、解消ができればそれに越したことはない。色々な地域で作り手が少なくなっているのも、良い取組があればもっと増やしていけると思います。

○石川 和明推進委員

今は良いけど、次の20年、30年先はどうか。

○林 会長

梨でもそうです。高齢化によって次の世代があまり残っていない。本当は新しい木を植えて梨農家が増えてほしいが、技術面や色々な面で経費も掛かるので減っているのが現状だと思います。近隣の市ではハウスを貸し出す取組を始めているところもあるようです。ハウスを建てるのも高くなっているし、色々な経費が掛かりすぎる状態。新規に始めようとする人がいても始められない。色々な方法を考えながら新しい人を増やしていければいいと思います。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長より次のとおり説明があった。

1 生産緑地の買取希望者の調査結果について

先月の定例会におきまして、市に買取申出のありました●●町の生産緑地につきまして、営農を希望される方が取得できるよう買取希望者の調査をお願いさせていただきましたが、その結果、買取りを希望される方は、みえませんでしたので、その旨の報告をさせていただきます。

2 愛知県農業会議令和5年度第2回臨時総会

3月27日（水）に愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長及び事務局課長が出席をします。

3 配布物

今回は、のうねん3月号と2024年農業委員会活動記録セットをお配りいたしました。そのうち、活動記録セットについては、2023年の冊子と内容の変更はございませんので、日々の活動記録の参考としてご活用いただきたいと思います。実際の活動記録は、引き続きA3の用紙に記録した上で、活動月の翌月にご提出をお願いします。A3の用紙につきましても、若干体裁を変更しておりますが、内容の変更はございません。活動の内容はできるかぎり詳細に記録していただくよう、重ねてお願いいたします。

4 次回予定

今回は、4月22日（月）の午後3時から第4会議室で運営委員会を、午後4時から第10会議室で定例会を開催しまして、午後5時30分から、すず岡において懇親会を開催します。

今回は、今申し上げましたとおり、懇親会を予定していることに伴いまして、通常より1時間30分遅く会議を開催いたしますので、お間違いのないようお願いいたします。

なお、懇親会についてご都合が悪く欠席される場合は3月末までに事務局にご連絡くださるように合わせてお願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時40分、議長は閉会を宣する。